

第6項 災害廃棄物処理主体に係る調整

（1）災害廃棄物処理に係る事務の受託

① 課題

災害廃棄物は一般廃棄物として，市町村が行うことが原則とされた。しかし，東北地方太平洋沖地震及びそれに伴い発生した津波による被害は甚大で，沿岸市町の中には役所庁舎の被災や多数の職員が犠牲になるなど，行政機能の一部または大部分を喪失した地域があった。

② 対応方針

このような状況を踏まえ，県から国に対し，廃棄物処理法の改正，特別措置法の制定，地方自治法による事務の委託などさまざまな方法を提案した結果，市町村から地方自治法による事務の委託を受ける形で県が災害廃棄物処理を行うことが可能とされた。

その後，沿岸15市町の意向を個別に確認し，希望のあった13市町と地方自治法第252条の14（※¹）の事務の委託の規定に基づき規約を定め，災害廃棄物処理の事務を県が受託することとした。

③ 規約の主な内容

イ 事務の委託

市町村は，その事務として行う災害廃棄物処理の事務を宮城県に委託

ロ 委託事務の範囲

東日本大震災により特に必要となった廃棄物（※²）の処理（具体の事務の範囲は別途市町村と県が協議）

ハ 経費

市町村が負担

※1 地方自治法第252条の14第1項

「普通地方公共団体は，協議により規約を定め，普通地方公共団体の事務の一部を，他の普通地方公共団体に委託して，当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。」

※2 「震災により特に必要となった廃棄物」の処理とは，国庫補助の対象とされる事務であり，具体的には，市町村が生活環境の保全上特に必要と認めた廃棄物の処理のこと。

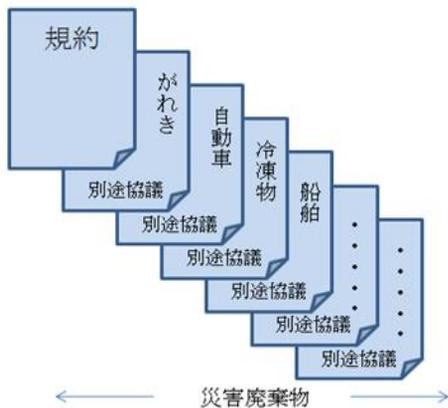
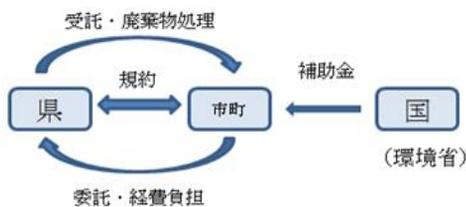
災害等廃棄物処理事務の受託に関する規約施行日(別途協議日)一覧

市町名	別途協議							包括規約 施行日
	がれき	船舶	自動車	米穀・大豆	冷凍水産物	飼料	死亡獣畜	
	【廃棄物対策課】	【水産業振興課】	【資源循環推進課】	【農産園芸課】	【水産業振興課】	【畜産課】	【畜産課】	
1 気仙沼市	H24.3.16	H23.7.1	H23.11.30	H23.5.25	H23.4.7	—	—	H23.4.7
2 南三陸町	H23.12.28	H23.10.4	H23.5.12	—	—	—	—	H23.5.11
3 石巻市	H23.7.8	H23.7.1	—	H23.5.25	H23.4.7	H23.4.14	H23.4.1	H23.4.1
4 女川町	H23.7.8	H23.7.19	—	—	H23.4.7	—	—	H23.4.7
5 東松島市	H23.7.8	H23.7.1	H23.5.16	—	—	—	—	H23.5.16
6 松島町	H23.10.11	H23.5.23	—	—	—	—	—	H23.5.23
7 塩竈市	H23.7.1	H23.7.15	—	—	—	H23.4.14	—	H23.4.14
8 多賀城市	H23.7.1	—	—	—	—	—	—	H23.6.20
9 七ヶ浜町	H23.5.13	H23.5.13	—	—	—	—	—	H23.5.13
10 名取市	H23.4.15	H23.7.1	H23.4.25	H23.5.25	—	—	—	H23.4.15
11 岩沼市	H23.4.15	—	H23.4.15	H23.5.25	—	—	—	H23.4.15
12 亶理町	H23.4.15	—	—	H23.5.25	—	—	—	H23.4.15
13 山元町	H23.4.15	—	—	H23.5.25	—	—	—	H23.4.15
14 利府町	—	—	—	—	—	—	—	—
15 仙台市	—	—	—	—	—	—	—	—

※石巻市との規約締結の事務処理は、県農林水産総務課で実施。それ以外は県(震災)廃棄物対策課で実施。
 ※利府町・仙台市は受委託を検討したものの規約締結には至らず。
 ※多賀城市以外は専決処分により対応。

【市町から県への事務委託スキーム】

根拠：地方自治法第252条の14



◇県・市町とも、規約については専決処分に対応し、後日、議会に報告し承認を得る

◇規約はどの災害廃棄物にも対応できる包括的な内容とし、詳細は別途協議により対応することで市町の事務負担を軽減

◇いずれかの災害廃棄物の委託範囲等の別途協議が整った日から順次スタート

◇市町からの委託要望は、別途協議の追加により適宜対応可能

◇事務手続きの窓口は
 県：震災廃棄物処理チーム
 市町：環境担当部局

◇がれき以外の災害廃棄物に関する別途協議については、県・市町とも各分野担当部局で委託範囲等の詳細を調整

(県と市町との協議書類)

宮城県知事 ○○ ○○ 殿

○○市町長 ○○ ○○

災害等廃棄物処理の事務の委託 について (協議)

このことについて、別紙のとおり規約を定め、災害等廃棄物の事務を委託したいので、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の14第1項の規定により協議します。

○○ (市・町) 長 ○○ ○○ 殿

宮城県知事 ○○ ○○

災害等廃棄物処理の事務の受託 について (回答)

平成○○年○月○日付け○○第○○号で協議の申出のありました災害等廃棄物処理の事務の委託については、別紙のとおり規約を定め、災害等廃棄物処理の事務を受託することに同意します。

なお、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定に基づく告示については、平成○○年○月○日付け宮城県告示第○○号で行いますが、貴市 (町) においても告示されるようお願いします。

(別紙)

〇〇市(町)と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託に関する規約

(災害等廃棄物処理の事務の委託)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により、〇〇市(町)は、その事務として行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第22条に規定する災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理(以下「災害等廃棄物処理の事務」という。)を宮城県に委託する。

(委託事務の範囲)

第2条 前条の規定により宮城県に委託する災害等廃棄物処理の事務(以下「委託事務」という。)の範囲は、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により特に必要となった廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理とする。

(委託事務の管理及び執行の方法等)

第3条 委託事務の管理及び執行については、宮城県の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。

2 委託事務の管理及び執行によって生じる収益は、宮城県の収入とする。

(委託事務に要する経費の負担等)

第4条 委託事務に要する経費は、〇〇市(町)が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、〇〇市(町)と宮城県とが協議して定める。この場合において、宮城県知事は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類を〇〇市(町)長に送付するものとする。

(補足)

第5条 宮城県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに〇〇市(町)長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、災害等廃棄物処理の事務の委託に関し必要な事項は、〇〇市(町)と宮城県とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。